

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

|              |  |
|--------------|--|
| 化学品の名称       | Apolipoprotein C1, Human, ELISA Kit, AssayMax (96well) |
| コンポーネント名     | SP Conjugate   |
| 商品コード        | ANG社 商品コード:EA8011-1                                    |
| 供給者の会社名称     | フナコシ株式会社   |
| 住所           | 東京都文京区本郷2-9-7  |
| 担当部門         | コンプライアンス管理部  |
| 電話番号         | 03-5684-5107   |
| FAX番号        | 03-5802-5218   |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 研究用試薬  |
| 整理番号         | OTH0122V03 (2024/4/1)                                  |

## 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

## 化学品のGHS分類

## 健康有害性

急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4  
 皮膚腐食性/刺激性 区分2  
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B  
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、血液系、腎臓)、  
 区分3(気道刺激性、麻酔作用)  
 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

## 危険有害性情報

危険  
 H315+H320 皮膚及び眼刺激  
 H332 吸入すると有害  
 H335 呼吸器への刺激のおそれ  
 H336 眠気又はめまいのおそれ  
 H370 臓器の障害

## 注意書き

## 安全対策

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

## 応急措置

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)  
 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)  
 吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312)  
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

## 保管

## 廃棄

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P332+P313)  
 眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。(P337+P313)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P362+P364)  
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 施錠して保管すること。(P405)

内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

## 他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常  
事態の概要

### 3. 組成及び成分情報

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 化学物質・混合物の区別        | 混合物                                  |
| 化学名又は一般名           | エチレングリコール<1, 2-エタンジオール>              |
| CAS番号              | 107-21-1                             |
| 濃度又は濃度範囲           | 45-65%                               |
| 化学式                | HOCH <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> OH |
| 化審法官報公示番号          | (2)-203                              |
| 安衛法官報公示番号          |                                      |
| 分類に寄与する不純物及び安定化添加物 | データなし                                |

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

### 4. 応急措置

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 吸入した場合                | 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。<br>ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。<br>気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。    |
| 皮膚に付着した場合             | 多量の水と石鹼で洗うこと。<br>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。<br>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。                |
| 眼に入った場合               | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。<br>眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合               | 口をすすぐこと。<br>気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 | 吸入した場合：咳、めまい、頭痛。皮膚に付着した場合：皮膚の乾燥。眼に入った場合：発赤、痛み。飲み込んだ場合：腹痛、感覚鈍麻、吐き気、意識喪失、嘔吐。                  |
| 応急措置をする者の保護           | データなし   |
| 医師に対する特別な注意事項         | データなし   |

### 5. 火災時の措置

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 適切な消火剤      | 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水。 |
| 使ってはならない消火剤 | 棒状注水。                          |
| 特有の危険有害性    | 加熱により容器が爆発するおそれがある。            |
| 特有の消火方法     | 危険でなければ火災区域から容器を移動する。          |
| 消火を行う者の保護   | 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。  |

### 6. 漏出時の措置

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 関係者以外の立入りを禁止する。低地から離れ、風上に留まる。<br><br>密閉された場所は換気する。<br>作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。<br>漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 |
| 環境に対する注意事項            | 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。   |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材       | 危険でなければ漏れを止める。漏れた液やこぼれた液を密閉式の容器に出来る限り集める。<br>残留分を多量の水で洗い流す。  |
| 二次災害の防止策              | 全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。   |

### 7. 取扱い及び保管上の注意

#### 取扱い

|               |   |
|---------------|---|
| 技術的対策         | 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。   |
| 安全取扱注意事項      | すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。<br>火気注意。<br>空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。<br>接触、吸入又は飲み込まないこと。<br>環境への放出を避けること。<br>屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  |
| 接触回避<br>衛生対策  | 「10. 安定性及び反応性」を参照。<br>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。<br>取扱い後はよく眼と手を洗うこと。   |
| 保管<br>安全な保管条件 | 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。<br>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根とはりを不燃材料で作成し、床は、危険物や水が浸透しない構造とする。<br>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。<br>酸化剤から離して保管する。<br>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。<br>施錠して保管すること。 |
| 安全な容器包装材料     | 消防法で規定されている容器を使用する。   |

### 8. ばく露防止及び保護措置

|             |   |
|-------------|---|
| 管理濃度        | 未設定   |
| 許容濃度(産衛学会)  | 未設定   |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA (-), STEL (C 100mg/m <sup>3</sup> (H))                    |
| 設備対策        | 取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。<br>作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 |
| 保護具         |   |
| 呼吸用保護具      | 適切な呼吸器保護具を着用すること。   |
| 手の保護具       | 適切な保護手袋を使用すること。   |
| 眼、顔面の保護具    | 適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。                        |
| 皮膚及び身体の保護具  | 適切な保護衣、保護面を使用すること。必要に応じて、個人用保護具(有機ガス及び蒸気用フィルター付マスク)を着用すること。   |

### 9. 物理的及び化学的性質

|                     |  |
|---------------------|--|
| 物理状態                | 粘ちような吸湿性液体   |
| 色                   | 無色   |
| 臭い                  | 無臭   |
| 融点/凝固点              | -12.69°C(融点)   |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲       | 197.3°C  |
| 可燃性                 | データなし  |
| 爆発下限界及び上限界/可燃限界     | 下限: 3.2vol%、上限: 15.3vol%   |
| 引火点                 | 111°C(密閉式)   |
| 自然発火点               | 398°C  |
| 分解温度                | データなし  |
| pH                  | データなし  |
| 動粘性率                | データなし  |
| 溶解度                 | 混和: 水、低級脂肪酸アルコール、グリセリン、酢酸、アセトン及び類似のケトン、アルデヒド、ピリジン。微溶: エーテル(1: 200)。不溶: ベンゼン及びその同属体、塩素化炭化水素、石油エーテル。 |
| n-オクタノール/水分係数(log値) | log Pow = -1.36  |
| 蒸気圧                 | 7Pa(20°C)  |
| 密度及び/又は相対密度         | 1.1088(20°C、4°C)   |
| 相対ガス密度              | 2.14(空気 = 1)   |
| 粒子特性                | データなし  |

| 10. 安定性及び反応性             |  |
|--------------------------|--|
| 反応性                      | 強酸化剤、強塩基と反応する。   |
| 化学的安定性                   | 常温では安定。  |
| 危険有害反応可能性                | 熱、炎に曝すと可燃性である。炎に曝すと中程度の爆発性を示す。   |
| 避けるべき条件                  | 強酸化剤、強塩基、炎との接触。  |
| 混触危険物質                   | 強酸化剤、強塩基。  |
| 使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物 | 燃焼により刺激性又は有毒なガス(一酸化炭素)を発生する。   |
| その他                      |  |
| 11. 有害性情報                |  |
| 急性毒性                     |  |
| 経口                       | ラットのLD50 = 4,000-13,400mg/kgの範囲内で10件の報告がある。ガイダンスの改訂により、最も多くのデータ(6件)(6,140mg/kg(PATTY 6th(2012))、8,540mg/kg(DFGOT vol.4(1992)、PATTY(6h,2012))、10,800mg/kg(DFGOT vol.4(1992)、PATTY 6th(2012))、11,300mg/kg(PATTY 6th(2012))、13,000mg/kg、5,890-13,400mg/kg(SIDS(2009)))が該当する区分外とした。なお、3件が国連分類基準の区分5、1件が国連分類基準の区分5又は区分外に該当する。   |
| 経皮                       | ラットのLD50 = 2,800mg/kg(ACGIH 7th(2001))、ウサギのLD50 = 9,530mg/kg(ACGIH 7th(2001)、PATTY(6h,2012))、10,600mg/kg(CICAD45(2002)、CEPA(2000)、NITE初期リスク評価書(2007))、10,612mg/kg(環境省リスク評価 第3巻(2004))の4件の報告がある。1件が国連分類基準の区分5に、3件が区分外に該当する。ガイダンスの改訂により最も多くのデータ(3件)が該当する区分外とした。  |
| 吸入(ミスト)                  | ラットの(1時間)LC50 = 10.9mg/L(4時間換算値:2.7mg/L)(PATTY 6th(2012))に基づき、区分4とした。なお、LC50 = 値が飽和蒸気圧濃度(0.2mg/L)より高いため、ミストの基準値を適用した。  |
| 皮膚腐食性/刺激性                | ヒト103人に対するパッチテストにおいて、本物質の原液0.2mLの適用により刺激性がみられた(SIDS(2009))ことから、区分2とした。またウサギ、モルモットの皮膚刺激性試験で軽度の皮膚刺激性がみられた(CICAD45(2002)、初期リスク評価書(2007)、CEPA(2000))。  |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性         | ウサギに原液を適用した眼刺激性試験において、刺激性なしとの報告がある(SIDS(2009))。また、液体や蒸気への1回あるいは短時間の眼へのばく露は、恒久的な角膜損傷を伴わない軽微な結膜刺激をウサギに引き起こす(CICAD45(2002)、初期リスク評価書(2007)、CEPA(2000))との報告がある。ヒトの事故例として本物質(濃度不明)に眼にばく露された結果、結膜のうっ血、浮腫、光反射の遅延、重度の角膜炎がみられたが4週間後には回復したとの報告がある(DFGOT vol.4(1992))が濃度等については詳細不明である。以上の結果から区分2Bとした。  |
| 呼吸器感作性                   | データなし  |
| 皮膚感作性                    | ヒトに対する報告が2件あり、本物質5%又は25%水溶液を11人に適用したところ、1人(レンズの切断作業で25%水溶液を扱い腕、胸、腹部に皮膚炎を発症した31歳女性、ニッケルアレルギーあり)に激しいアレルギー反応を示したが、他の10名にアレルギー反応はみられなかった(DFGOT vol.4(1992))。また、本物質の1%及び5%水溶液を10人に適用したところ1人(4ヶ月間光学レンズの洗浄作業で25%水溶液を扱い、発疹がみられた17歳男性)にアレルギー反応はみられなかったが、本物質3%を含むエタノール溶液に対して軽度の刺激、紅斑、腫れがみられた。他の9人についてはアルコールに対する軽度の刺激以外の反応はみられなかった(DFGOT vol.4(1992))。なお、モルモットのマキシマイゼーション試験において、感作性はみられなかったとの報告がある(SIDS(2009))。動物試験では陰性の結果があるものの、ヒトの事例でアレルギー反応の事例があることから、分類できないとした。 |
| 生殖細胞変異原性                 | In vivoでは、ラットの優性致死試験、マウスの小核試験及び染色体異常試験でいずれも陰性(NITE初期リスク評価書(2007)、環境省リスク評価 第3巻(2004)、SIDS(2009)、ACGIH 7th(2001)、ATSDR(2010)、CEPA(2000))である。   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 発がん性            | <p>in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験でいずれも陰性(NITE初期リスク評価書(2007)、環境省リスク評価 第3巻(2004)、SIDS(2009)、ACGIH 7th(2001)、ATSDR(2010)、CEPA(2000))であることから、分類できないとした。</p> <p>ACGHIでA4(ACGIH 7th(2001))に分類されているため、分類できないとした。</p>   |
| 生殖毒性            | <p>ラットの経口経路(混餌)での三世代生殖毒性試験においては生殖発生毒性に対する影響は認められなかったとの報告(ATSDR(2010)、(NITE初期リスク評価書(2007)、環境省リスク評価 第3巻(2004)、CICAD45(2002))、マウスの経口経路(飲水)での連続交配試験では、母動物毒性はないが極めて高用量(1,640mg/kg bw /day)で、胎児への影響(出生児体重の減少、同腹児数及び生存児数のわずかな減少、発生数は不明であるが顔貌異常と、頭蓋骨、胸骨分節、肋骨、椎骨で骨格変化)がみられたとの報告がある(ATSDR(2010)、CICAD45(2002))。</p> <p>ラットあるいはマウスの経口経路(強制)での催奇形性試験において、母動物毒性のみられない高用量(1,000mg/kg bw /day以上)において児動物への影響(胎児体重の減少、骨化遅延、骨格奇形)がみられている(ATSDR(2010)、NITE初期リスク評価書(2007)、環境省リスク評価 第3巻(2004)、CICAD45(2002))。</p> <p>以上のように、母動物毒性のみられない用量において主に骨格奇形を含む児動物への影響がみられたが極めて高用量であること、旧分類の根拠である作用機序がヒトに該当しないとの明確な証拠が得られなかったことから、分類できないとした。</p>   |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | <p>ヒトにおいては、経口摂取後の毒性影響は主として以下の3段階に分けられる。すなわち、第一段階(摂取から0.5-12時間):中枢神経系への影響(中毒、し眠、痙攣、昏睡)及び代謝障害(アシドーシス、高カリウム血症、低カルシウム血症)、第二段階((摂取から12-24時間):心臓及び肺への影響(頻脈、高血圧、代償性過呼吸を伴う重度の代謝性アシドーシス、低酸素症、鬱血性心不全、成人呼吸窮迫症候群)、第三段階(摂取から24-72時間):腎毒性(シュウ酸カルシウム沈着、血尿、急性尿細管壊死、腎不全)である(SIDS(2009)、CEPA(2000)、環境省リスク評価 第3巻(2004))。さらに、摂取から6-14日、あるいはそれ以降においてみられる影響として第四段階を置き、中枢神経系影響に加え、神経学的影響(顔面神経麻痺、不明瞭な発語、運動能力の喪失、視力障害を含む)が観察され、脳神経の損傷を示唆するとの報告もある(NITE初期リスク評価書(2007)、ACGIH 7th(2001)、DFGOT vol.4(1992)、CEPA(2000))。なお、ヒトにおける経口摂取による致死量は、約0.4-1.3g/kg bw (CEPA(2000))や1.6g/kg bw (SIDS(2009)、NITE初期リスク評価書(2007)、ACGIH 7th(2001))の報告がある。吸入経路では、ボランティアによる55ppmの吸入ばく露試験で吸入開始1.5分後から喉及び上気道の痛みがあり、79ppm以上では、痛みが非常に激しく1分以上耐えられなかったとの報告がある(NITE初期リスク評価書(2007)、ACGIH 7th(2001))。</p> <p>ラット、マウスでは、投与量に相関した中枢神経抑制作用があり、多量の経口投与では、昏睡、麻痺、運動失調を示し死に至る。また、頻脈、頻呼吸、気管支肺炎、肺浮腫、うつ血性心不全、代謝性アシドーシス、腎臓障害を伴う多渴症、多尿症、尿中シュウ酸カルシウム結晶析出が報告されている。病理組織学的にはシュウ酸カルシウム結晶沈着による腎尿細管上皮の変性、間質性水腫、腎皮質の出血性壊死が認められている(NITE初期リスク評価書(2007)、SIDS(2009)、CEPA(2000)、ACGIH 7th(2001))。なお、これらの影響はガイダンス値の区分の範囲では認められていない。</p> <p>以上より、区分1(中枢神経系、血液系、腎臓)、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。</p> |

特定標的臓器毒性(反復ばく露) ヒトでは、男性ボランティアに69mg/m<sup>3</sup>までの濃度を毎日20-22時間、1ヶ月間吸入ばく露したが、全身影響はみられなかった(環境省リスク評価第3巻(2004)、SIDS(2009)、ATSDR(2010))。また、カナダ及びフィンランドにおける職業ばく露による報告では、本物質ばく露により懸念された腎臓への影響はみられなかった(SIDS(2009))。この他、反復ばく露であることが明らかなヒトでの本物質についての知見はない。実験動物では、腎臓が最も感受性の高い標的臓器である(SIDS(2009)、ATSDR(2010))とされており、信頼性が最も高いと判断されたラットの16週間、1年間又は2年間混餌投与試験において、いずれも腎臓に毒性病変(腎症、腎結石、尿結晶など)が雄に強く生じたが、その発現用量は区分2を遥かに超える用量(腎毒性を指標としたLOAELの最小値:300mg/kg/day(雄ラット1年間混餌投与試験))であった(SIDS)。一方、吸入経路では反復吸入ばく露試験自体は実施されていないが、エチレングリコール類の毒性はSIDSがカテゴリー評価対象物質としたジエチレングリコール(DEG)、トリエチレングリコール(TEG)、PEG200のラット吸入ばく露における影響濃度が1,000mg/m<sup>3</sup>超であることから、概して低いと考えられる(SIDS(2009))と推定されている。以上より、カテゴリー物質の知見も含めて、本物質は実験動物では経口、吸入のいずれの経路でも反復ばく露による毒性は低いと考えられるが、ヒトにおける高濃度反復ばく露による影響の有無に関して十分な知見がなく、データ不足のため分類できないとした。

誤えん有害性 データなし

12. 環境影響情報

|           |        |  |
|-----------|--------|--|
| 水生環境有害性   | 短期(急性) | 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)72時間ErC50 > 1000mg/L、甲殻類(オオミジンコ)48時間EC50 > 1120mg/L、魚類(メダカ)96時間LC50 = > 100mg/L(環境省生態影響試験(2001)、環境省リスク評価 第3巻(2004)、NITE初期リスク評価書(2007))であることから、区分外とした。 |
| 水生環境有害性   | 長期(慢性) | 急速分解性であり(14日後のBOD分解度:90%(既存点検(1988))、甲殻類(ニセネコゼミジンコ)の7日間MATC = 4.2mg/L(環境省リスク評価第3巻(2004))であることから、区分外とした。  |
| 生態毒性      |        | データなし  |
| 残留性・分解性   |        | データなし  |
| 生体蓄積性     |        | データなし  |
| 土壤中の移動性   |        | データなし  |
| オゾン層への有害性 |        | データなし  |

13. 廃棄上の注意

|          |   |
|----------|---|
| 残余廃棄物    | 本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。 |
| 汚染容器及び包装 | 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。      |

14. 輸送上の注意

|   |                |
|---|----------------|
| 国際規制  |                |
| 海上規制情報  | 該当しない。         |
| UN No.  |                |
| Proper Shipping Name  |                |
| Class   |                |
| Sub Risk  |                |
| Packing Group   |                |
| Marine Pollutant  | Not Applicable |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code. | Not Applicable |
| 航空規制情報  | 該当しない。         |
| UN No.  |                |
| Proper Shipping Name  |                |
| Class   |                |

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| Sub Risk              |        |
| Packing Group         |        |
| 国内規制                  |        |
| 陸上規制情報                | 該当しない。 |
| 海上規制情報                | 該当しない。 |
| 国連番号                  |        |
| 品名                    |        |
| 国連分類                  |        |
| 副次危険                  |        |
| 容器等級                  |        |
| 海洋汚染物質                | 非該当    |
| MARPOL 73/78 附属書II 及び | 非該当    |
| IBCコードによるばら積み輸送       |        |
| される液体物質               |        |
| 航空規制情報                | 該当しない。 |
| 国連番号                  |        |
| 品名                    |        |
| 国連分類                  |        |
| 副次危険                  |        |
| 等級                    |        |
| 特別の安全対策               |        |
| 緊急時応急措置指針番号           | なし     |

15. 適用法令

|         |  |
|---------|--|
| 労働安全衛生法 | <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第75号 エチレングリコール】<br/>エチレングリコール&lt;1, 2-エタンジオール&gt;<br/>含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第75号 エチレングリコール】<br/>エチレングリコール&lt;1, 2-エタンジオール&gt;<br/>含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。<br/>1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)</p> <p>濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)【エチレングリコール】<br/>エチレングリコール&lt;1, 2-エタンジオール&gt;</p> <p>皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【35 エチレングリコール】<br/>エチレングリコール&lt;1, 2-エタンジオール&gt;<br/>化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。</p> |
| 消防法     | <p>第4類引火性液体、第三石油類水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)【5 第三石油類水溶性液体】</p>   |

1気圧において、20℃で液状であって、危険物令第1条の6で定める試験において引火性を示し、引火点が70℃以上200℃未満のもの(法別表1備考15)。ただし可燃性液体量が40%以下のものを除く(危険物則第1条の3第6項)。

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)【105 エチレングリコール】

大気汚染防止法

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)  
【揮発性有機化合物】  
排気

## 16. その他の情報

参考文献


経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。



## 安全データシート

| 1. 化学品及び会社情報                         |   |
|--------------------------------------|---|
| 化学品の名称                               | Apolipoprotein C1, Human, ELISA Kit, AssayMax (96well)  |
| コンポーネント名                             | Stop Solution   |
| 商品コード                                | ANG社 商品コード:EA8011-1   |
| 供給者の会社名称                             | フナコシ株式会社  |
| 住所                                   | 東京都文京区本郷2-9-7   |
| 担当部門                                 | コンプライアンス管理部   |
| 電話番号                                 | 03-5684-5107  |
| FAX番号                                | 03-5802-5218  |
| 推奨用途及び使用上の制限                         | 研究用試薬   |
| 整理番号                                 | DEL1417V02 (2024/4/1)   |
| 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成) |   |
| 化学品のGHS分類                            | 高圧ガス 高圧液化ガス   |
| 物理化学的危険性                             | 急性毒性(経口) 区分3  |
| 健康有害性                                | 急性毒性(吸入:ガス) 区分3   |
|                                      | 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2  |
|                                      | 皮膚腐食性/刺激性 区分1   |
|                                      | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1  |
|                                      | 呼吸器感作性 区分1  |
|                                      | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系)   |
|                                      | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(歯、呼吸器系)   |
| 環境有害性                                | 水生環境有害性 短期(急性) 区分1  |
|                                      | 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。   |
| GHSラベル要素                             |   |
| 絵表示                                  |   |
| 注意喚起語                                | 危険  |
| 危険有害性情報                              | <p>H301+H331 飲み込んだ場合や吸入した場合は有毒</p> <p>H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷</p> <p>H330 吸入すると生命に危険</p> <p>H334 吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ</p> <p>H370 臓器の障害</p> <p>H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害</p> <p>H400 水生生物に非常に強い毒性</p>  |
| 注意書き                                 |   |
| 安全対策                                 | <p>粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)</p> <p>環境への放出を避けること。(P273)</p> <p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)</p> <p>換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284)</p> |
| 応急措置                                 | <p>飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)</p> <p>飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)</p> <p>皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)</p> <p>皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)</p> <p>吸入した場合、直ちに医師に連絡すること。(P304+P310)</p>           |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)                                    |
|                     | 眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P305+P310)   |
|                     | 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) |
|                     | ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)   |
|                     | 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)  |
|                     | 口をすすぐこと。(P330)   |
|                     | 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。(P342+P311)  |
|                     | 汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。(P363)   |
|                     | 漏出物を回収すること。(P391)  |
| 保管                  | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)   |
| 廃棄                  | 施錠して保管すること。(P405)  |
|                     | 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)  |
| 他の危険有害性             |  |
| 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 |  |

### 3. 組成及び成分情報

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 化学物質・混合物の区別        | 混合物             |
| 化学名又は一般名           | 塩酸<塩化水素酸><塩化水素> |
| CAS番号              | 7647-01-0       |
| 濃度又は濃度範囲           | 1.8%            |
| 化学式                | HCl             |
| 化審法官報公示番号          | (1)-215         |
| 安衛法官報公示番号          |                 |
| 分類に寄与する不純物及び安定化添加物 | データなし           |

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

### 4. 応急措置

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 吸入した場合                       | 直ちに医師に連絡すること。<br>呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。<br>ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。<br>呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。                        |
| 皮膚に付着した場合                    | 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。<br>直ちに医師に連絡すること。<br>直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワー、石鹼で洗うこと。<br>汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。                                      |
| 眼に入った場合                      | 直ちに医師に連絡すること。<br>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  |
| 飲み込んだ場合                      | 直ちに医師に連絡すること。<br>口をすすぐこと。<br>無理に吐かせないこと。  |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状        | 吸入：腐食性。灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛。症状は遅れて現れることがある。皮膚：凍傷腐食性。重度の皮膚熱傷、痛み。眼：腐食性。痛み、かすみ眼、重度の熱傷。<br>肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。 |
| 応急措置をする者の保護<br>医師に対する特別な注意事項 | データなし<br>医師又は医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>5. 火災時の措置</b>      |   |
| 適切な消火剤                | 二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、散水、噴霧水。<br>この物質自体は不燃性。   |
| 使ってはならない消火剤           | データなし   |
| 特有の危険有害性              | 火災によって刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。  |
| 特有の消火方法               | 危険でなければ火災区域から容器を移動する。<br>移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。<br>消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。<br>細かな噴霧水を用いて気体を除去する。   |
| 消火を行う者の保護             | データなし   |
| <b>6. 漏出時の措置</b>      |   |
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。<br>関係者以外の立入りを禁止する。<br>低地から離れ、風上に留まる。<br>密閉された場所は換気する。<br>適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 |
| 環境に対する注意事項            | 環境中に放出してはならない。  |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材       | 危険でなければ漏れを止める。徐々に石灰乳などの攪拌溶液に加え中和させた後、多量の水で希釈して処理する。   |
| 二次災害の防止策              | 全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。<br>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。   |
| <b>7. 取扱い及び保管上の注意</b> |   |
| 取扱い                   |   |
| 技術的対策                 | 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。   |
| 安全取扱注意事項              | 火気注意。<br>眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。<br>屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。<br>粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。<br>空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。<br>換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。<br>環境への放出を避けること。                  |
| 接触回避                  | 「10. 安定性及び反応性」を参照。  |
| 衛生対策                  | この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。<br>取扱い後はよく眼と手を洗うこと。   |
| 保管                    |   |
| 安全な保管条件               | 酸化剤から離して保管する。<br>容器を密閉して換気の良い涼所で保管すること。<br>施錠して保管すること。  |
| 安全な容器包装材料             | 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。  |
| <b>8. ばく露防止及び保護措置</b> |   |
| 管理濃度                  | 未設定   |
| 許容濃度(産衛学会)            | 5ppm(7.5mg/m <sup>3</sup> )【最大許容濃度】5ppm(7.5mg/m <sup>3</sup> )  |
| 許容濃度(ACGIH)           | TWA -, STEL C 2ppm  |
| 設備対策                  | 取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。<br>作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。<br>完全密閉系及び完全密閉装置でのみ取扱うこと。<br>高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。                                      |
| 保護具                   |   |
| 呼吸用保護具                | 呼吸器保護具を着用すること。<br>ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。   |

|            |   |
|------------|---|
| 手の保護具      | 保温用の保護手袋を着用すること。<br>飛沫が飛ぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。                    |
| 眼、顔面の保護具   | 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。   |
| 皮膚及び身体の保護具 | 保護衣、顔面用の保護具を着用すること。一切の接触を防止するには、ネオプレン製の手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。 |

## 9. 物理的及び化学的性質

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 物理状態                  | 無色発煙性液体又は無色気体   |
| 色                     | 無色透明もしくは淡黄色   |
| 臭い                    | 刺激臭   |
| 融点/凝固点                | -17.14°C(10.81%)、-62.25°C(20.69%)、-46.2°C(31.24%)、-25.4°C(39.17%)                                 |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲         | 108.58°C(共沸、20.22%)   |
| 可燃性                   | 非該当   |
| 爆発下限界及び上限界/可燃限界       | データなし   |
| 引火点                   | データなし   |
| 自然発火点                 | データなし   |
| 分解温度                  | データなし   |
| pH                    | データなし   |
| 動粘性率                  | データなし   |
| 溶解度                   | 水に混和  |
| n-オクタノール/水分分配係数(log値) | データなし   |
| 蒸気圧                   | データなし   |
| 密度及び/又は相対密度           | 1.05(10.17%w/w、15°C、4°C)、1.10(20%w/w、15°C、4°C)、1.15(29.57%w/w、15°C、4°C)、1.204(39.11%w/w、15°C、4°C) |
| 相対ガス密度                | データなし   |
| 粒子特性                  | データなし   |

## 10. 安定性及び反応性

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 反応性                             | 強酸であり、塩基と激しく反応し腐食性を示す。<br>水又は水蒸気と反応して腐食性の有毒ガスを発生する。  |
| 化学的安定性                          | 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。  |
| 危険有害反応可能性                       | 加熱すると有毒な塩化水素ガスを発する。<br>強酸であり、塩基と激しく反応し腐食性を示す。<br>酸化剤と激しく反応し、有毒なガス(塩素)を生じる。<br>多くの金属を侵し、可燃性の気体(水素)を生じる。 |
| 避けるべき条件                         | 加熱、混触危険物質との接触。   |
| 混触危険物質                          | 可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、アミン。アルカリ金属他各種金属(アルミニウム等)、過マンガン酸塩、炭化カルシウム、フッ素。                                     |
| 使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物<br>その他 | 塩素ガス、塩化水素ガス、水素ガス。  |

## 11. 有害性情報

|             |  |
|-------------|--|
| 急性毒性        |  |
| 経口          | ラットのLD50 = 238~277mg/kg、700mg/kg(SIDS(2009))より、危険性の高い方の区分3とした。                               |
| 経皮          | ウサギのLD50 > 5010mg/kg(SIDS(2009))に基き区分外とした。   |
| 吸入(ガス)      | ラットのLC50 = 4.2,4.7,283mg/L/60min(4時間換算値:順に、1411,1579,95083ppm)(SIDS(2009))より、危険性の高い方の区分3とした。 |
| 吸入(粉じん、ミスト) | エアゾールのデータ、ラットのLC50 = 1.68mg/L/1h(SIDS(2009))。この値の4時間値0.42mg/Lに基づき区分2とした。                     |

|                  |  |
|------------------|--|
| 皮膚腐食性／刺激性        | ウサギの皮膚刺激性試験で、1～4時間ばく露により濃度次第で腐食性が認められていること、マウスあるいはラットに5～30分ばく露により刺激性及び皮膚の変色を伴う潰瘍が起きている(SIDS(2009))。またヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や薬傷を起こした報告もある(SIDS(2009))。以上より、本物質は腐食性を有すると考えられるので区分1とした。   |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 皮膚腐食性で区分1に分類されている。眼の損傷・刺激性に関してはすべて本物質の水溶液である塩酸ばく露による。ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激又は損傷性、腐食性を示すとの記述があり(SIDS(2002))、また、ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれが記載されている(SIDS(2002))ので区分1とした。なお、EU分類ではC、R34に分類されてる。   |
| 呼吸器感受性           | 日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感受性化学物質の一つとしてリストアップされているので区分1とした。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤にばく露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある(ACGIH(2003))。  |
| 皮膚感受性            | モルモットのMaximizationTest及びマウスのEarSwellingTestでの陰性結果(SIDS(2009))に加え、50人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において誰も陽性反応を示さなかった報告(SIDS(2009))があり、区分外とした。   |
| 生殖細胞変異原性         | In vivo試験のデータがないため分類できない。なお、Ames試験では陰性、in vitro染色体異常試験では低pHに起因する偽陽性が得られている(SIDS(2009))。  |
| 発がん性             | IARCによるGroup3(1992年)、ACGIHによるA4(2003年)の分類に基づき区分外とした。なお、ラットあるいはマウスの発がん性試験では発がん性を示唆する証拠はなく(SIDS(2009))、ヒトの疫学調査でも多くはがん発生と塩化水素ばく露との関係に否定的である(IARC54(1992)、PATTY 5th(2001))。  |
| 生殖毒性             | データはすべてラット又はマウスの妊娠期に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能又は生殖能に対する影響については不明であるので、データ不足のため分類できないとした。   |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露)  | ヒトで吸入ばく露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOT vol.6(1994)、PATTY 5th(2001)、IARC54(1992)、ACGIH(2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイダンス値の区分1の範囲で認められている(ACGIH(2003)、SIDS(2009))。以上のヒト及び動物の情報に基づき区分1(呼吸器系)とした。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露)  | ヒトで反復ばく露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり(SIDS(2002)、EHC21(1982)、DFGOT vol.6(1994)、PATTY 5th(2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている(DFGOT vol.6(1994))。これらの情報に基づき区分1(歯、呼吸器系)とした。  |
| 誤えん有害性           | データなし  |

## 12. 環境影響情報

|                |   |
|----------------|---|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 甲殻類(オオミジンコ)での48時間EC50 = 0.492mg/L(SIDS(2005))他であることから、区分1とした。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分外とした。    |
| 生態毒性           | データなし   |
| 残留性・分解性        | データなし   |
| 生体蓄積性          | データなし   |
| 土壌中の移動性        | データなし   |
| オゾン層への有害性      | データなし   |

## 13. 廃棄上の注意

|          |   |
|----------|---|
| 残余廃棄物    | 本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。 |
| 汚染容器及び包装 | 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。      |

#### 14. 輸送上の注意

|   |                   |
|---|-------------------|
| 国際規制  |                   |
| 海上規制情報  | IMOの規定に従う。        |
| UN No.  | 1789              |
| Proper Shipping Name  | HYDROCHLORIC ACID |
| Class   | 8                 |
| Sub Risk  |                   |
| Packing Group   | II                |
| Marine Pollutant  | Not Applicable    |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code. | Not Applicable    |
| 航空規制情報  |                   |
| UN No.  | 1789              |
| Proper Shipping Name  | HYDROCHLORIC ACID |
| Class   | 8                 |
| Sub Risk  |                   |
| Packing Group   | II                |
| 国内規制  |                   |
| 陸上規制情報  | 該当しない。            |
| 海上規制情報  | 船舶安全法の規定に従う。      |
| 国連番号  | 1789              |
| 品名  | 塩酸                |
| 国連分類  | 8                 |
| 副次危険  |                   |
| 容器等級  | II                |
| 海洋汚染物質  | 非該当               |
| MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質                            | 非該当               |
| 航空規制情報  |                   |
| 航空規制情報  | 航空法の規定に従う。        |
| 国連番号  | 1789              |
| 品名  | 塩酸                |
| 国連分類  | 8                 |
| 副次危険  |                   |
| 等級  | II                |
| 特別の安全対策   |                   |
| 緊急時応急措置指針番号   | 157               |

#### 15. 適用法令

|           |  |
|-----------|--|
| 毒物及び劇物取締法 | 劇物(法第2条別表第2)【8 塩化水素】<br>塩酸<塩化水素酸><塩化水素><br>原体(工業用純品)   |
|           | 劇物(指定令第2条)【16 塩化水素を含有する製剤】<br>塩酸<塩化水素酸><塩化水素><br>製剤。10%以下を含有するものを除く                                  |
|           | 劇物(指定令第2条)【16の2 塩化水素と硫酸とを含有する製剤】<br>塩酸<塩化水素酸><塩化水素><br>塩化水素と硫酸とを含有する製剤。塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。 |

|             |  |
|-------------|--|
| 労働安全衛生法     | <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第98号 塩化水素】<br/> 塩酸&lt;塩化水素酸&gt;&lt;塩化水素&gt;<br/> 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第98号 塩化水素】<br/> 塩酸&lt;塩化水素酸&gt;&lt;塩化水素&gt;<br/> 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.2重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別</p> <p>特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)【3 塩化水素】<br/> 塩酸&lt;塩化水素酸&gt;&lt;塩化水素&gt;<br/> 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第2)</p> <p>歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)【塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又は支持組織に有害な物】<br/> 塩酸&lt;塩化水素酸&gt;&lt;塩化水素&gt;</p> <p>腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)【塩酸】<br/> 塩酸&lt;塩化水素酸&gt;&lt;塩化水素&gt;</p> |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | <p>麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条)【4 塩酸】<br/> 塩化水素10%を超える含有物(法別表4(10)、則別表3)</p>  |
| 大気汚染防止法     | <p>排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条)【2 塩素及び塩化水素】<br/> 排気</p>  |
| 水質汚濁防止法     | <p>指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【5 塩化水素】</p>  |
| 航空法         | <p>腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】1789 塩酸】</p>  |
| 船舶安全法       | <p>腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】1789 塩酸】</p>   |
| 労働基準法       | <p>疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【塩酸(塩化水素を含む)】</p>  |

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版  
Maryadele J. O'Neil(Ed), The Merck Index 14th Edition

### その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証する

- ものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
  - ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。